

# 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

会津坂下町

## 1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

## 2 促進計画の目標

### 1. 若宮地域

#### (1) 現況

本地域は、町中心市街地の南に位置し、西部は山林地帯、中部、東部の多くは稲作を中心とした農地である。産業は町の基幹産業でもある農業が主力であり、稲作をはじめキュウリやアスパラガス、トマト、ソバ、そしてリンゴ、ブドウ、柿などの果樹類、野菜等が栽培され多様な農業が展開されている。

今後とも将来にわたり農業の振興を図っていくためには、人・農地プランに位置付けられた中心経営体である担い手への農地集積を進めるとともに、地域の共同活動により農用地、水路、農道等の地域資源を適切に保全管理していくことが必要とされている。

また、本地域は自然環境が豊かな地域であり、環境負荷の軽減に配慮した農業生産方式の普及が必要とされている。

#### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、法第3条第3項各号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

具体的には、法第3条第3項第1号に掲げる事業において、地域の共同活動に係る支援を図る。また、法第3条第3項第3号に掲げる事業において、地球温暖化防止や生物多様性保全に貢献し、より環境保全に効果の高い営農活動の普及推進を図ることとする。

### 2. 金上地域

#### (1) 現況

本地域は、町中心市街地の東部に位置し、阿賀川と鶴沼川の清らかな流れに囲まれており、その肥沃な土地では稲作を中心に花卉栽培や肉用牛の肥育などが盛んで、複合経営による農業が、それぞれ展開されている。

今後とも将来にわたり農業の振興を図っていくためには、人・農地プランに位置付けられた中心経営体である担い手への農地集積を進めるとともに、地域の共同活動により農用地、水路、農道等の地域資源を適切に保全管理していくことが

必要とされている。

また、本地域は自然環境が豊かな地域であり、環境負荷の軽減に配慮した農業生産方式の普及が必要とされている。

## (2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、法第3条第3項各号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

具体的には、法第3条第3項第1号に掲げる事業において、地域の共同活動に係る支援を図る。また、法第3条第3項第3号に掲げる事業において、地球温暖化防止や生物多様性保全に貢献し、より環境保全に効果の高い営農活動の普及推進を図ることとする。

## 3. 広瀬地域

### (1) 現況

本地域は、町中心市街地の北部に位置し、阿賀川の清流が流れ、豊富な水資源と肥沃な土地を活用した稲作地域である。また清水が湧く青木、三谷地区ではトゲチョ（イトヨ）の生息地として有名な地域でもある。稲作を中心に肉用牛の飼育農家も多く、立川区では農地の特性を活かした「ごぼう」の生産が盛んであり「立川ごんぼ」としてブランド化され、町の特産品の一つに数えられている。

今後とも将来にわたり農業の振興を図っていくためには、人・農地プランに位置付けられた中心経営体である担い手への農地集積を進めるとともに、地域の共同活動により農用地、水路、農道等の地域資源を適切に保全管理していくことが必要とされている。

また、本地域は自然環境が豊かな地域であり、その自然環境を活かして農産物の生産とブランド化を図っていくため、環境負荷の軽減に配慮した農業生産方式の普及が必要とされている。

### (2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、法第3条第3項各号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

具体的には、法第3条第3項第1号に掲げる事業において、地域の共同活動に係る支援を図る。また、法第3条第3項第3号に掲げる事業において、地球温暖化防止や生物多様性保全に貢献し、より環境保全に効果の高い営農活動の普及推進を図ることとする。

## 4. 川西地域

### (1) 現況

本地域は、町中心市街地の北西部に位置し、会津盆地の低地であり、肥沃な水田地帯と畑作地帯、山林・原野を有する自然豊かな土地柄である。基幹産業は農業であり、平

坦部は会津でも屈指の穀倉地帯である。近年、転作によるハウス栽培のキュウリやアスパラガスが多く栽培されており、中山間地域ではそばの栽培が盛んである。

今後とも将来にわたり農業の振興を図っていくためには、人・農地プランに位置付けられた中心経営体である担い手への農地集積を進めるとともに、地域の共同活動により農用地、水路、農道等の地域資源を適切に保全管理していくことが必要とされている。

また、本地域は平坦地域や山間地域が存在し、山間地域は平坦地域と比べて生産条件が不利なことから、これを補正する取組を行うことが必要とされている。

さらに、本地域は自然環境が豊かな地域であり、環境負荷の軽減に配慮した農業生産方式の普及が必要とされている。

## (2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、法第3条第3項各号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

具体的には、法第3条第3項第1号に掲げる事業において、地域の共同活動に係る支援を図る。また、法第3条第3項第2号に掲げる事業において、農業生産活動の継続的な実施を図る。さらに、法第3条第3項第3号に掲げる事業において、地球温暖化防止や生物多様性保全に貢献し、より環境保全に効果の高い営農活動の普及推進を図ることとする。

## 5. 八幡地域

### (1) 現況

本地域は、町中心市街地の西部に位置し、古くから越後街道の宿場町として発展してきた。地域の主産業としては農業が中心で、盆地側にはリンゴや柿などの果樹栽培、中山間地域ではそばの他葉タバコの栽培がおこなわれている。

今後とも将来にわたり農業の振興を図っていくためには、人・農地プランに位置付けられた中心経営体である担い手への農地集積を進めるとともに、地域の共同活動により農用地、水路、農道等の地域資源を適切に保全管理していくことが必要とされている。

また、本地域は平坦地域や山間地域が存在し、山間地域は平坦地域と比べて生産条件が不利なことから、これを補正する取組を行うことが必要とされている。

さらに、本地域は自然環境が豊かな地域であり、環境負荷の軽減に配慮した農業生産方式の普及が必要とされている。

### (2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、法第3条第3項各号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

具体的には、法第3条第3項第1号に掲げる事業において、地域の共同活動に係

る支援を図る。また、法第3条第3項第2号に掲げる事業において、農業生産活動の継続的な実施を図る。さらに、法第3条第3項第3号に掲げる事業において、地球温暖化防止や生物多様性保全に貢献し、より環境保全に効果の高い営農活動の普及推進を図ることとする。

## 6. 高寺地域

### (1) 現況

本地域は、中心市街地から離れ、町の北西部に位置し、中央を只見川がゆったりと流れ旧越後街道の駅所や宿場町として栄えた。農業の中心は稲作であり、近年、リンゴやそばの栽培が盛んに行われているが、少子・高齢化が町の平均より進みつつある。

今後とも将来にわたり農業の振興を図っていくためには、人・農地プランに位置付けられた中心経営体である担い手への農地集積を進めるとともに、地域の共同活動により農用地、水路、農道等の地域資源を適切に保全管理していくことが必要とされている。

また、本地域は平坦地域や山間地域が存在し、山間地域は平坦地域と比べて生産条件が不利なことから、これを補正する取組を行うことが必要とされている。

さらに、本地域は自然環境が豊かな地域であり、環境負荷の軽減に配慮した農業生産方式の普及が必要とされている。

### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、法第3条第3項各号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

具体的には、法第3条第3項第1号に掲げる事業において、地域の共同活動に係る支援を図る。また、法第3条第3項第2号に掲げる事業において、農業生産活動の継続的な実施を図る。さらに、法第3条第3項第3号に掲げる事業において、地球温暖化防止や生物多様性保全に貢献し、より環境保全に効果の高い営農活動の普及推進を図ることとする。

## 3 法第6条第2項第1項の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

|   | 実施を推進する区域 | 実施を推進する事業                     |
|---|-----------|-------------------------------|
| ① | 若宮地域      | 法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事項 |
| ② | 金上地域      | 法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事項 |
| ③ | 広瀬地域      | 法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事項 |

|   |      |                                          |
|---|------|------------------------------------------|
| ④ | 川西地域 | 法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業、同項第3号に掲げる事項 |
| ⑤ | 八幡地域 | 法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業、同項第3号に掲げる事項 |
| ⑥ | 高寺地域 | 法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業、同項第3号に掲げる事項 |

#### 4 法第6条第2項第1項の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

#### 5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

##### ① 第1号事業に係る事項

###### (1) 対象農用地について

農振農用地以外の土地について、周辺の農振農用地と一体として維持管理すべきと認められる土地については、交付対象地として取り扱う。

##### ②第2号事業に係る事項

###### (1) 対象農用地の基準

###### 1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

###### ア 対象地域

川西地域、八幡地域、高寺地域

###### イ 対象農用地

- (ア) 急傾斜農用地については、田 1/20 以上、畑、草地及び採草放牧地 15 度以上勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

- (イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(㊦) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率 70%以上の地域の草地

(エ) 市町村長の判断によるもの

a 緩傾斜農用地

(a) 急傾斜農用地と連担している緩傾斜農用地

一団のまとまりを形成している緩傾斜農用地が、一団の急傾斜農用地と物理的に連担している場合（この場合急傾斜農用地と同一の集落協定内において、通作、水管理等上流の急傾斜農用地を維持する上で必要な一団の農用地に限る。）

(b) 緩傾斜という条件に別の農業生産条件の不利性が加わる場合

(i) 緩傾斜農用地が高齢化の進行により耕作放棄が進んでいる場合

緩傾斜農用地を含む協定集落に係る高齢化率・耕作放棄率の両者が全国平均以上とする（高齢化率 30%以上、耕作放棄率：田 5 %以上、畑（草地含む。）10%以上）

(ii) 土壌条件が著しく悪い場合

(iii) その他